

高浜3号 蒸気発生器細管の損傷 細管肉厚が0.6mm未満になるまで減肉 原因究明放棄、運転強行が招いた5連続の事故

高浜4号も運転を直ちに停止し、調査を一からやり直せ

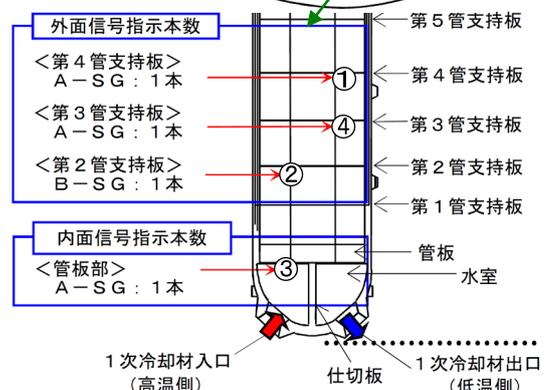
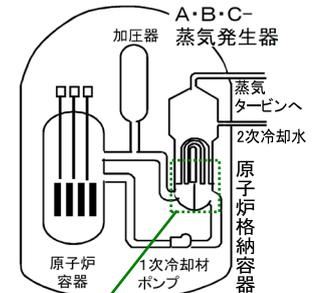
関西電力は3月30日、定期検査中の高浜3号の蒸気発生器（SG）細管4本の損傷事故を公表した。高浜3・4号で5回連続の事故だ。定期検査の度に損傷が発覚し続けている。3本はこれまでの4回と同様、外面からの減肉とみられるとしている。関電は4月15日、事故の復旧目途が判断できないとし、運転再開時期を未定とする運転計画変更届を提出した。

関電と原子力規制委員会は、2018年9月の高浜3号、2019年10月の高浜4号、2020年2月の高浜3号の事故いずれも「異物」が原因としながらそれを特定せず幕引きした。2020年11月の高浜4号事故ではスケール（水垢）原因説を出し、これまでの事故もスケールが原因であることは否定できないとした。しかし、これまでの事故を再調査することもなく、堅いスケールを脆くするとし、SG内の薬品洗浄という場当たり的な対策をただで、3、4号とも運転再開を強行した。このような極めていい加減な姿勢をとり続けた結果、同様の事故をまたしても引き起こした。関電と規制委の徹頭徹尾、安全無視の姿勢は許しがたい。

◆細管肉厚約1.3mmが残り0.6mm未満になるまで減肉

今回は、A～Cの3基のSGのうち、A-SG2本、B-SG1本で判定基準（細管肉厚の20%）以上の損傷、A-SG1本で基準未満の損傷が渦流探傷検査（ECT）で検出された。関電はSG内をカメラで詳細調査するとし、その結果はまだ発表されていないが、ECTの結果では損傷状態を以下のように分類している。

- i) 判定基準以上の①A-SGの1本、②B-SGの1本は、外面からの41～57%の減肉
 - ii) 判定基準以上の③A-SGのもう1本は管板部での内面からの応力腐食割れ
 - iii) 判定基準未満の④A-SGの1本は外面からの減肉
- ii) は高浜3・4号のSGの材質の欠陥によるもので、20年以上前から何度も起きている。i) iii) がこの間連続して生じている新しいタイプの損傷である。今回特徴的なのは、これまでのこのタイプの損傷は第2、3管支持板の高さだったが、初めて第4管支持板の高さで起こったこと(①)、SGの高温側で初めて起こったこと(②)だ。これらのことも含め、徹底的に原因究明すべきだ。



「高浜発電所3号機の定期検査状況について」(22.3.30関電)より

◆規制委の責任は重大 高浜4号も運転を直ちに停止し、原因究明を一からやり直せ

規制委の責任は重大だ。これまでの「原因と対策」は全て破綻したこと、これらを安易に了承してきたことの誤りを認めるべきだ。ところが、規制委は事故後最初の定例会議で、これまでと同様、今回の事故も正式な議題として取り上げず、「トピックス」として触れただけだ。しかも更田委員長は「どこに説明の必要な内容があるのか？」と述べ、話題にする意義もないという姿勢をとった。そして、対応方針AではなくBで行く（重要性の高い事故としては扱わない）とした。無責任極まりない。関電と規制委は運転中の高浜4号も直ちに停止し、これまでの全ての事故について原因究明を一からやり直すべきだ。